

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2005-505446(P2005-505446A)

【公表日】平成17年2月24日(2005.2.24)

【年通号数】公開・登録公報2005-008

【出願番号】特願2003-536001(P2003-536001)

【国際特許分類第7版】

B 2 9 B 9/14

C 0 8 K 5/3477

C 0 8 L 101/00

【F I】

B 2 9 B 9/14

C 0 8 K 5/3477

C 0 8 L 101/00

【手続補正書】

【提出日】平成16年6月7日(2004.6.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

成形品の製造のための顆粒の製造方法であって、連続再生セルロース纖維が引抜き処理でエンプラおよび接着促進剤のマトリクス材でコーティングされ、次いで粒状化され、さらにその後乾燥に引き続き再度押出しされ、粒状化され、新たに乾燥されることを特徴とする製造方法。

【請求項2】

引抜成形処理が1または複数の段階を有することを特徴とする、請求項17または請求項1に記載の方法。

【請求項3】

請求項1または2のいずれか1項に記載の方法で製造された顆粒。

【請求項4】

エンプラの処理温度が240℃未満であることを特徴とする、請求項3に記載の顆粒。

【請求項5】

エンプラが、ポリオレフィン、ポリオレフィン誘導体、PVC、またはポリアミドであることを特徴とする、請求項3または4のいずれか1項に記載の顆粒。

【請求項6】

纖維要素の引張り強さが、400MPa超であることを特徴とする、請求項3から5のいずれか1項に記載の顆粒。

【請求項7】

纖維要素の破断伸度が、5%超、好ましくは8%超、特に好ましくは12%超であることを特徴とする、請求項3から6のいずれか1項に記載の顆粒。

【請求項8】

10~90重量%の纖維要素、好ましくは20~42重量%の纖維要素を含むことを特徴とする、請求項3から7のいずれか1項に記載の顆粒。

【請求項9】

接着促進剤が、マレイン酸コポリマーまたはイソシアヌ酸誘導体等であることを特徴とする、請求項3から8のいずれか1項に記載の顆粒。

【請求項10】

10重量%まで、好ましくは2～4重量%の接着促進剤を含むことを特徴とする、請求項3から9のいずれか1項に記載の顆粒。

【請求項11】

紫外線安定剤、またはさらなる添加物を含むことを特徴とする、請求項3から10のいずれか1項に記載の顆粒。

【請求項12】

顆粒の長さが1mm～15mmであり、顆粒中に含まれる纖維要素の長さが1mm～15mmであることを特徴とする、請求項3から11のいずれか1項に記載の顆粒。

【請求項13】

固化状態で請求項3から12のいずれか1項に記載の溶融顆粒を含む、成形品。

【請求項14】

射出成形処理によって製造されることを特徴とする、請求項13に記載の成形品。

【請求項15】

射出成形処理中に、溶融顆粒の最高温度が、50～700barでの射出圧力で190～210であることを特徴とする、請求項14に記載の成形品。

【請求項16】

成形品に含まれる纖維要素片の長さが1～8mmであることを特徴とする、請求項13に記載の成形品。

【請求項17】

成形品に含まれる纖維要素片の長さが主に2mm超であり、纖維要素片の15～40%の長さが1.5～5mmであることを特徴とする、請求項13に記載の成形品。

【請求項18】

車両の内装、特に自動車のダッシュボードまたはドア・トリムの成形品であることを特徴とする、請求項13から17のいずれか1項に記載の成形品。